

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年3月15日
【会社名】	サン電子株式会社
【英訳名】	SUNCORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 好己
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県江南市古知野町朝日250番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) サン電子株式会社 東京事業所 (東京都千代田区神田練堀町3番地)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年6月26日に提出いたしました第49期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、連結子会社であるBlackBag Technologies Inc.は2020年2月29日付で株式を100%取得し、子会社となったものであり、当該取得が当連結会計年度末日直前に行われたため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかったが、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従いまして、当連結会計年度末日時点におきまして、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、2020年3月期の有価証券報告書及び2021年3月期第1四半期から2021年3月期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

過年度の会計処理を訂正することになった要因は、2020年2月に連結子会社が企業買収を行ったことに関して、当社の連結上、株式譲渡契約書上の取得対価に基づきのれんを計上していましたが、株式譲渡契約書を再確認し連結子会社が準拠している米国会計基準に基づいて再検討を行った結果、対価の一部については株式の取得対価ではなく買収後の費用として取り扱うべきであり、のれんが過大であることが判明したことによるものです。

本件は、米国会計基準において、どのような会計処理を行うかにつき契約条件等に即して慎重な検討及び判断を要する事項であったものの、米国会計基準に関する、より慎重かつ十分な検討が不足していたことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記につきましては、当該誤謬の判明が当連結会計年度末日以降であったため、当連結会計年度の末日までに是正することができませんでしたが、開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、2020年3月期の連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、本誤謬に関する問題点を踏まえまして、以下の再発防止策を実行してまいります。

- (1) 決算上の重要な検討事項に関する対応プロセスの強化
- (2) 経理部門の専門知識の強化並びに外部専門家の活用強化